

## 成績評価並びに単位の認定に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、「成績評価並びに単位認定に関する規程」(以下、「規程」という)により必要な事項を定めるものとする。

(科目履修条件)

第2条 規程第2条第3項に定める科目履修条件は別表1のとおりとする。

(追試験実施条件)

第3条 規程第7条に定める、病気その他やむを得ない理由に該当するのは次の場合とする。

- (1) 学生本人が急な病気で受診した場合
- (2) 学生本人が入院した場合
- (3) 公認欠席(欠課)の場合
- (4) 忌引きの場合
- (5) その他、校長が認める場合

2 追試験願を提出する際は、前項の内容が証明できるものを添付すること。

(筆記試験時間及び受験上の注意事項)

第4条 規程第4条第1項に定める筆記試験時間は45分を基本とする。ただし授業科目によって試験時間を延長することがある。

2 試験開始から30分経過して解答が終了している場合は、退室を認めることがある。

3 筆記試験受験上の注意事項は次のとおりとする。

- (1) 受験資格の有無を事前に確認して臨む。
- (2) 携帯電話の電源を切る。
- (3) 机の中、机のまわりは整理して何も置かない。
- (4) 試験開始5分前に学籍番号順に着席し、机上にはシャープペンシル又は鉛筆と消しゴムのみを置く。
- (5) ティッシュペーパー、ハンカチを机の上に置く場合は試験監督者に申し出て、試験開始前に点検を受け許可を得る。
- (6) 遅刻をした場合、試験開始時刻から20分までは入室を認める。
- (7) 試験の開始、終了時刻は教室の時計による。
- (8) トイレ使用のため途中退室をする場合は職員が付き添い、トイレ使用后試験会場への再入室を認める。
- (9) 体調不良で途中退室した場合は、再入室できない。
- (10) 試験監督者が不正と判断した行為を行った場合、退室を命じられ、その試験は無効とする。
- (11) その他、試験監督者の指示がある場合はそれに従うこと。

附則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

この細則は、令和 3年4月1日から施行する。

この細則は、令和 4年4月1日から施行する。

別 表 1

## 科目履修条件

各授業科目の評価	<p>1) 各科目の評価は、授業概要の成績評価欄に示すとおりとする。</p> <p>2) 時間数が多い科目または複数の講師で評価する科目の一部については、単元別評価を行う。単元別評価とは同一科目を内容で区分したひとつのかたまりの評価をいう。</p> <p>3) 単元別評価を行う科目の単元は、全て 60 点以上を満たして科目 認定となる。一つでも単元が合格点に満たなかった場合は、不合格の単元のみ再履修の対象とする。</p> <p>4) 実施上疑義が生じた場合は、教員会議に附して校長が決定する。</p>
2年時履修の条件	<p>1) 2年次履修科目に臨む条件は(1)から(3)である。</p> <p>(1) 履修科目の専門分野は、合格していること。</p> <p>(2) 専門基礎分野は、不合格科目が1単位以内であること。</p> <p>(3) 基礎分野の不合格科目については特に設けない。</p> <p>2) 1)の(2)と(3)の不合格科目を有する学生は、履修する学年を選択できる。</p> <p>3) 不合格科目を有する学生は、当該学年の時間割を確認して履修計画を毎月提出し承認を得る。</p>
実習の履修条件	<p>1) 実習科目の履修に当たっては【別表を除く 実習科目の履修条件】を満たすことを条件とする。</p> <p>2) 実習科目で不合格となった場合の補習授業(実習)・再実習については、施設と調整して決定する。</p>

### 【実習科目の履修条件】

	実 習	履修条件
1	基礎看護学実習Ⅰ	看護のみちしるべ・看護の基本技術・生活を支える看護ⅠⅡⅢを履修していること
2	基礎看護学実習Ⅱ	看護実践過程の基礎が合格していること
3	成人看護学実習	2年次履修の条件に準ずる
4	地域・在宅看護論実習 精神看護学実習 母性看護学実習 小児看護学実習 老年看護学実習 セルフマネジメント実習 周手術期実習 エンドオブライフケア実習	2年次までの科目が合格していること
5	看護の統合と実践実習	4の臨地実習が6科目以上合格していること